

H31.1現在(未確定)



0歳～2歳

住民税非課税世帯のみ

保育の必要性の認定
事由に該当する子ども
共働き家庭 など



3歳～5歳

専業主婦家庭 など



3歳～5歳

利用

保育所・地域型保育・認定こども園・
障害児通園施設

利用者負担なし

利用

幼稚園の預かり保育

利用者負担なし
(上限月4.2万円)

利用

認可外保育施設・ベビーシッター・一時預かり事業・
病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業・
企業主導型保育事業

利用者負担なし(上限月4.2万円、
企業主導型は負担相当額まで)

複数利用

保育所・認定こども園



障害児通園施設

ともに利用者負担なし
(上限月4.2万円)

利用

保育所・幼稚園・認定こども園・
障害児通園施設

利用者負担なし
(幼稚園は上限月2.57万円)

利用

幼稚園・認定こども園(1号)の預かり保育

利用者負担なし
(上限月1.13万円)

利用

認可外保育施設・ベビーシッター・一時預かり事業・
病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業・
企業主導型保育事業

利用者負担なし(上限月3.7万円、
企業主導型は負担相当額まで)

複数利用

保育所・幼稚園・認定こども園



障害児通園施設

ともに利用者負担なし
(幼稚園は上限月2.57万円)

利用

幼稚園・認定こども園・障害児通園施設

利用者負担なし
(幼稚園は上限月2.57万円)

複数利用

幼稚園・認定こども園



障害児通園施設

ともに利用者負担なし
(幼稚園は上限月2.57万円)

1. 幼児教育無償化に伴う食材料費の見直し

平成30年11月30日
子ども・子育て会議(第40回)
資料1(抜粋)

(1) 食材料費(副食費)の取扱いに関する方向性(案)

食材料費の取扱いについては、これまで基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 1号認定子ども(幼稚園等)・2号認定子ども(保育所等(3~5歳))は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収(現在の主食費の負担方法)を基本とする。(負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。)
 - 生活保護世帯やひとり親世帯等(※)については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する(現物給付)。
 - ※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子
 - さらに、副食費の免除対象の拡充等の措置を検討する。
- 3号認定子ども(保育所等(0~2歳))は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



(参考2) 現行制度における食材料費の取扱い(概要)

(1) 保護者の自己負担の方法

- ① 保育料 保護者が施設(保育所は市町村)に支払う(子ども・子育て支援法)。
- ② 実費徴収 保護者が施設に実コストに応じて支払う(運営基準)。
 - ・ 日用品・文房具等、行事参加費用、食事提供費用、通園送迎費用 等
 - ・ 事前の明示、同意



(2) 低所得者等の負担減免(地方単独事業による軽減を除く。)

- ① 保育料 生活保護世帯等を減免、世帯所得に応じた金額設定(子ども・子育て支援法施行令)。
- ② 実費徴収 生活保護世帯等に市町村が助成(子ども・子育て支援法に基づく補足給付事業)。

(3) 支給認定区分による食材料費の負担方法の違い(地方単独事業による軽減を除く。)

給食費のうち食材料費は、生活保護世帯等を除き、保護者の自己負担が原則。新制度の認可施設・事業所では、1号~3号認定の支給認定区分により負担方法が異なっている。



- ※1 2・3号認定については、昭和24年の保育所給食制度の開始当初から、措置費に給食費を追加し、その措置費を負担能力のある者から徴収していた。
- ※2 1~3号認定のいずれについても、人件費は公費負担。
- ※3 食材料費に係る月額保育料の内訳は、主食費3,000円、副食費4,500円。